

秋田県職員等からの公益通報に関する取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）及び「公益通報者保護法を踏まえた地方公共団体の通報対応に関するガイドライン（内部の職員等からの通報）」（令和4年6月1日消費者庁）の趣旨を踏まえ、職員等からの公益通報の取扱手続に関して必要な事項を定めるとともに、通報者の保護を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「職員等」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 知事部局及び労働委員会事務局（以下「知事部局等」という。）に所属する職員（会計年度任用職員を含む。）
 - (2) 議会、人事委員会及び監査委員（以下「その他機関」という。）の事務局に所属する職員（会計年度任用職員を含む。）
 - (3) 知事部局等及びその他機関との契約先の当該契約業務に従事する者
 - (4) 前三号に掲げる者であった者で、退職後1年以内のもの
- 2 この要綱において「受付」とは、通報相談窓口又は外部窓口が、職員等又は県の法令遵守を確保する上で必要と認められるその他の者からの通報又は通報に関連する相談（以下「公益通報等」という。）を受けることをいう。
- 3 この要綱において「受理」とは、職員等からの通報について、通報相談窓口又は外部窓口が調査又は法令に基づく措置その他適当な措置（以下「調査等」という。）をとる必要があるものとして受け付けることをいう。

(通報相談窓口)

- 第3条 公益通報の受付窓口（以下「通報相談窓口」という。）を総務部行政経営課に置き、行政経営課長がこれを総括する。
- 2 知事は、通報相談窓口において受け付ける公益通報に関して受付、調査等の業務を行い、かつ、当該業務に関して通報者を特定させる事項を伝達される者を、公益通報対応業務従事者（以下「従事者」という。）に指定する。
 - 3 前項の指定は、書面により行う。
 - 4 従事者は、組織から独立し、知事の命を受け、受付、調査等その他通報に関連する質問及び相談に応ずる業務を行う。

(外部窓口)

- 第4条 通報相談窓口のほか、受付等を行うため、外部窓口を置く。
- 2 外部窓口は、公平で中立な立場で適切に職務を遂行することができる県の機関以外の第三者のうちから、知事が委嘱する。

(受付手続)

第5条 通報者は、電話、書面（ファクシミリ装置、電子メールにより送信するものを含む。）又は封書により、通報を行うものとする。

- 2 通報者は、原則として、次に掲げる事項を明らかにして通報を行うものとする。
 - (1) 氏名及び所属
 - (2) 連絡方法
 - (3) 連絡先
 - (4) 通報内容を知った年月日
 - (5) 通報者と被通報者との関係
 - (6) 法令違反行為が生じ、又はまさに生じようとしている旨の概要
 - (7) 内容を知った経緯
 - (8) 内容を裏付ける資料の有無
 - (9) 通報の理由
 - (10) 他に内容を知っている人の有無
 - (11) 上司等との話合いの有無
 - (12) 他の行政機関等への通報又は通報予定の有無
- 3 通報相談窓口及び外部窓口は、通報を受け付けたときは、通報に関する秘密保持及び個人情報の保護に留意しつつ、前項の通報の内容となる事実等を把握するとともに、通報者に対して不利益な取扱いが行われないこと、通報に関する秘密は保持されること、個人情報は保護されること、通報受付後の手続の流れ等を、通報者に対し説明する。ただし、通報者が説明を望まない場合、匿名による通報であるため通報者への説明が困難である場合その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。
- 4 通報相談窓口及び外部窓口は、書面、電子メールその他の通報者が通報の到達を確認できない方法によって通報が行われた場合には、遅滞なく通報者に対して通報を受け付けた旨を通知するよう努める。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。
- 5 通報相談窓口及び外部窓口は、匿名による通報については、実名による通報と同様の取扱いを行う。
- 6 第3項から前項までの規定は、通報に関連する相談を受け付けたときに準用する。

(通報の受理)

- 第6条 外部窓口は、受け付けた通報について、氏名等当該通報者が特定され、又は類推される可能性のある情報を秘匿して、通報相談窓口に報告するものとする。ただし、通報者が秘匿することを要しない旨を申し出たときは、この限りでない。
- 2 通報相談窓口は、通報を受理したときは受理した旨を、受理しないときは受理しない旨及びその理由を、通報者に対し、遅滞なく通知する。この場合においては、前条第3項ただし書の規定を準用する。
 - 3 この規定による通知は、外部窓口が受け付けた通報であるときは、当該外部窓口を介して通知するものとする。

(調査の実施)

- 第7条 通報相談窓口は、通報を受理した後は、調査の必要性を十分に検討し、正当な理由がある場合を除いて、必要な調査を実施する。
- 2 通報相談窓口は、適正な業務の執行及び利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がある場合を除き、調査を行う場合はその旨及び着手の時期を、調査を行わない場

合はその旨及び理由を、通報者に対し、遅滞なく通知する。この場合においては、第5条第3項ただし書の規定を準用する。

- 3 調査の実施に当たっては、通報に関する秘密を保持するとともに、個人情報保護のため、通報者が特定されないよう十分に留意しつつ、遅滞なく、必要かつ相当と認められる方法で行う。
- 4 通報相談窓口は、適正な業務の執行及び利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がある場合を除き、調査中は、調査の進捗状況について、通報者に対し、適宜通知するとともに、調査結果を遅滞なく取りまとめ、通知する。この場合においては、第5条第3項ただし書の規定を準用する。
- 5 前条第3項の規定は、第2項及び前項の規定による通知について準用する。

(調査結果に基づく措置等)

第8条 通報相談窓口は、調査の結果、知事部局等において法令違反等の事実が明らかになったときは、速やかに是正措置、再発防止策等（以下「是正措置等」という。）をとる。

- 2 通報相談窓口は、調査の結果、その他機関において法令違反等の事実が明らかになったときは、当該機関の長に対し、速やかに是正措置等をとるよう要請する。
- 3 通報相談窓口は、通報対応に関して通報者又は相談者から意見又は苦情の申出を受けたときは、迅速かつ適切に対応するよう努める。
- 4 通報相談窓口は、通報対応の終了後、通報者に対し、不利益な取扱いが行われていないかを適宜確認するなど、通報者保護に係る十分なフォローアップを行う。この場合において、不利益な取扱いが認められるときには、適切な救済・回復の措置をとる。

(通報者への是正措置等の通知)

第9条 通報相談窓口は、是正措置等をとったときはその内容を、内部公益通報に係る通報対象事実がないときはその旨を、適正な業務の遂行及び利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がない範囲において、通報者に対し、遅滞なく通知する。この場合においては、第5条第3項ただし書の規定を準用する。

- 2 通報相談窓口は、その他機関の長に対し、是正措置等をとるよう要請したときは、報告を求め、前項の規定に準じてその内容を通知する。この場合においては、第5条第3項ただし書の規定を準用する。
- 3 第6条第3項の規定は、前2項の規定による通知について準用する。

(調査への協力)

第10条 職員等（退職者を除く。次項及び次条において同じ。）は、正当な理由がある場合を除き、通報に関する調査に誠実に協力するものとする。

- 2 職員等は、他の行政機関その他公の機関からの調査等の協力を求められたときは、正当な理由がある場合を除き、必要な協力を行うものとする。

(範囲外共有等の禁止、秘密保持及び個人情報保護の徹底)

第11条 職員等は、通報者を特定させる事項を必要最小限の範囲を超えて共有してはならない。

- 2 職員等は、通報又は相談をしようとする者に対し、正当な理由がなく、通報をしない旨の合意をすることを求めること、通報又は相談をした場合に不利益な取扱いをすることその他の行為を行ってはならない。
- 3 職員等は、正当な理由がなく、通報者である旨を明らかにすることを要求することその他の通報者を特定することを目的とする行為を行ってはならない。
- 4 通報又は相談への対応に関与した者（通報又は相談への対応に付随する職務等を通じて、通報又は相談に関する秘密を知り得た者を含む。以下同じ。）は、通報又は相談に関する秘密を漏らしてはならない。
- 5 通報又は相談への対応に関与した者は、知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

（外部通報を行った職員等の保護）

第12条 前条の規定は、職員等が公益通報者保護法第3条第1項第2号又は第3号に定める公益通報を行った場合に準用する。

（利益相反関係の排除）

第13条 従事者は、自らが関係する通報事案への対応に関与してはならない。

- 2 行政経営課長は、通報対応の各段階において、従事者が当該通報事案に利益相反関係を有していないかどうかを確認するものとする。

（関係事項の公表）

第14条 知事は、必要と認める事項を適宜公表する。

（補則）

第15条 この要綱に定めるもののほか、公益通報の取扱いに関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年5月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和８年１２月１日から施行する。